

熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例の一部改正（素案）

環境部環境推進課

1 改正の背景

市では、無秩序な土砂等のたい積を防止し、もって市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的に、熊谷市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂の排出、たい積等について必要な規制を行っています。

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が改正されました。これにより、土砂条例の一部規定が法令の規定と重複するなどの状況となったことから、以下のとおり土砂条例の一部を改正するものです。

なお、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例についても、同様の理由から一部改正となり、令和7年度中に運用を開始する予定です。

2 改正の概要

(1) 土砂のたい積規制に係る規定の削除

盛土規制法の改正により、土砂たい積等の工事に係る許可制度等（500平方メートルを超えるもの）が新設されたことから、重複することとなった土砂条例による許可制度等の土砂のたい積規制に係る規定を削除する。

(2) 汚染土砂のたい積規制に係る規定の存置

土壤汚染対策法等の規制内容や県内自治体の同様な汚染土砂規制の実施状況を踏まえ、汚染土砂のたい積禁止及び一定規模のたい積地における汚染調査義務については、規制を継続する。

3 施行期日

令和7年度中を予定